

福岡医発第 326 号 (地)
平成 29 年 4 月 26 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

難病医療費助成制度における協力難病指定医に係る研修について (開催のご案内)

平成 27 年 1 月 1 日より開始された新たな難病医療費助成制度につきまして、今般、同制度における「協力難病指定医 (※1)」の指定要件とされております研修会 (県知事が認めるものに限る) を開催する旨、福岡県保健医療介護部健康増進課より案内がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員へ周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、お申込みについては、平成 29 年 5 月 16 日 (火) までに **FAX : 092-643-3331** (福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係) へお送りください。

【日時・場所】

① 平成 29 年 5 月 23 日 (火) 14:30~16:00 (14:00~受付開始)

於：福岡県吉塚合同庁舎 8 階 801 会議室 (福岡市博多区吉塚本町 13-50)

② 平成 29 年 6 月 7 日 (水) 14:30~16:00 (14:00~受付開始)

於：福岡県吉塚合同庁舎 4 階 401 会議室 (福岡市博多区吉塚本町 13-50)

※吉塚合同庁舎は、外来駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【留意事項】

※1 難病指定医 は新規申請・更新申請両方の診断書 (臨床調査個人票) が作成できますが、協力難病指定医 は更新申請用の診断書 (臨床調査個人票) のみ作成可能です。

※2 ①、②とも同様の内容です。どちらか一方に参加してください。

※3 今回の研修は、経過的特例による「難病指定医」の指定 (平成 29 年 3 月 31 日までに研修終了) を受けている方の研修ではありません。

※4 申込みが定員に達し次第、受付が終了となります。

※5 研修終了後、協力難病指定医の申請受付も行いますので、指定医指定申請書、経歴書、医師免許証の写し、印鑑 をご持参ください。なお、指定医指定申請書、経歴書については、下記 URL よりダウンロードできます。

【参加申込みの提出先・問合せ先・申請書等掲載 HP】

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係

住所：〒815-8577 福岡市博多区東公園 7-7

電話：092-643-3267 FAX：092-643-3271

HP：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteii.html>

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 淡河喜雄
会長 白石恒明

研修会のお申し込みは直接お願いいたします。

公印省略

29 疾病第80号
平成29年4月13日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課長

難病医療費助成制度における協力難病指定医に係る研修開催の周知について（依頼）

本県の難病対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、難病医療費助成制度における協力難病指定医の指定を受けるためには、都道府県知事が行う研修を修了していることが必要ですが、このたび、協力難病指定医研修を別添のとおり開催いたします。

つきましては、貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

福岡県保健医療介護部
がん感染症疾病対策課難病対策係
電話 092-643-3267
FAX 092-643-3331

各医師会通知



難病医療費助成制度における協力難病指定医の

研修開催のご案内

標記の研修を下記のとおり開催いたしますので、参加を希望される場合は、別添の参加申込書を記載の上、FAXにてご提出をお願いいたします（郵送でも可）。

【日時】

- ①平成29年5月23日（火） 14:30～16:00（14:00受付開始）
- ②平成29年6月 7日（水） 14:30～16:00（14:00受付開始）

【場所】

- ①福岡県吉塚合同庁舎8階 801会議室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）
 - ②福岡県吉塚合同庁舎4階 401会議室（福岡市博多区吉塚本町13番50号）
- ※吉塚合同庁舎は、外来駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。
- ・JR：「吉塚」駅から徒歩3分
 - ・地下鉄：「馬出九大病院前」駅から徒歩7分
 - ・西鉄バス：「吉塚駅前」バス停から徒歩3分

【その他】

- ・お申し込みは先着順にて受付いたします（定員：80名。申込み期限：平成29年5月16日（火）まで。ただし、申込みが定員に達し次第、受付終了します）。
- ・研修会終了後に修了証を交付いたします。
- ・研修会終了後、協力難病指定医の申請受付も行いますので、**指定医指定申請書、経歴書、医師免許証の写し、印鑑**をご持参ください。
- ・指定医の指定日は申請の日からとなりますが、指定通知の送付は、申請書受理から1月程度要しますので、できるだけ研修会当日に指定申請書を提出いただきますようご協力をお願いいたします。
- ・難病指定医の研修については、平成29年度中に複数回の開催を予定しております。決まり次第、ホームページ等でご案内いたします。

【参加申込みの提出先・問合せ先】

保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係

住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話 092-643-3267 FAX 092-643-3331

【指定医に係る様式を掲載している当県ホームページ】

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteii.html>

協力難病指定医について

【責務】

- ・ 難病の医療費助成の支給認定申請(更新)に必要な診断書(臨床調査個人票)を作成すること。
※難病指定医は新規申請・更新申請両方の診断書(臨床調査個人票)が作成できますが、協力難病指定医は更新申請用の診断書(臨床調査個人票)のみ作成可能です。
- ・ 患者データ(診断書の内容)を登録管理システムに登録すること。(厚生労働省が整備するシステムで、まだ稼働しておりません。詳細が決まり次第、県ホームページにてご案内します。)
- ・ 協力難病指定医は、5年ごとに研修を受ける必要があります。

【要件】

以下の要件をすべて満たすこと。

- 診断又は治療に5年以上従事した経験を有すること
- 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること
- 都道府県知事が行う研修を修了したこと

【申請手続】

次の書類を福岡県に提出してください。ア、イについては、福岡県のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shiteii.html>)

- ア 指定医指定申請書(様式第5号)
- イ 経歴書(別紙1)
- ウ 医師免許証の写し
- エ 都道府県知事が行う研修を修了したことを証明する書類の写し
(修了証は今回の研修終了後にお渡しします。)

【指定医についてよくある御質問】

- Q 難病指定医と協力難病指定医の違いは何ですか。
- A 難病指定医が新規申請、更新申請の診断書(臨床調査個人票)を作成できるのに対し、協力難病指定医は更新申請の診断書(臨床調査個人票)のみ作成することができます。
- Q 指定医であれば、どの指定難病についても診断書(臨床調査個人票)の作成が可能ですか？
- A 全ての指定難病について作成が可能です。
- Q 指定難病の概要・診断基準・診断書(臨床調査個人票)はどこで入手できますか？
- A 厚生労働省のホームページにて公開されています。URLは以下のとおりです。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000079293.html>)

福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課難病対策係 行

FAX : 092-643-3331

(郵送の場合 : 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7)

協力難病指定医に係る研修会 参加申込書

参加者氏名	主たる勤務先の医療機関の名称	連絡先 電話番号	参加希望日 (いずれかに○)
			5月23日 ・ 6月7日
			5月23日 ・ 6月7日
			5月23日 ・ 6月7日
			5月23日 ・ 6月7日

【注意事項】

- ※ お申し込みは先着順にて受付します(定員:80名。最終申込み期限:平成29年5月16日(火)まで。ただし、申込みが定員に達し次第、受付終了します)。
- ※ お申し込み後の受付完了通知はお送りしておりません。定員超過によりご参加いただけない場合のみご連絡をします。
- ※ 研修会終了後、修了証の交付を行います。修了証に記載する氏名はこの申込書を基に作成しますので、正確に記載してください。
- ※ 研修会終了後、協力難病指定医の申請受付も行いますので、**指定医指定申請書、経歴書、医師免許証の写し、印鑑**をご持参ください。

【研修会日時】

- ① 平成29年5月23日(火) 14時30分～16時00分(14時00分受付開始)
- ② 平成29年6月 7日(水) 14時30分～16時00分(14時00分受付開始)

【場所】

- ① 福岡県吉塚合同庁舎8階 801会議室(福岡市博多区吉塚本町13番50号)
- ② 福岡県吉塚合同庁舎4階 401会議室(福岡市博多区吉塚本町13番50号)

※吉塚合同庁舎には、外来駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。